

令和4年度瑞穂町監査計画

瑞穂町監査委員

令和4年度瑞穂町監査計画

令和4年4月1日
瑞穂町監査委員

令和4年度の定期監査、財政援助団体等監査、決算審査（基金運用審査を含む）、例月出納検査及び健全化判断比率等審査等は、次の方針等に基づき実施する。

1 基本方針

令和4年度における瑞穂町の予算編成方針では、「令和2年度、3年度の新型コロナウイルス感染症の拡大は、瑞穂町民の所得だけではなく、連動する各税収にも大きな影響を及ぼしています。地域経済は、中小の企業を直撃し、大きな痛手を被りました。また、超少子高齢社会が進む最中で、この期に仕事終いとなった企業も少なくありません。新型コロナウイルス感染症の第5波の拡大は収まりつつありますが、予断を許すことはできず、瑞穂町も既にワクチンの追加接種の準備に入っています。社会全体がもはや以前のままでは、この窮地を脱することは難しいものと予測しています。

安定した経済活動を取り戻すためには、地域経済活動の新たな展開を含めて、十分な成果予測を基に、積極果敢な取り組みが必要と考えます。町税等の一般財源の好転を図るためには、これまでの行政活動全体の見直しとともに、新たに具体的な目標を立て、瑞穂町の確実な将来設計を示す必要があります。極めて厳しい令和4年度の予算編成ですが、なお将来の瑞穂町の安定した地域経済活動をしっかりと視野に入れ、編成することを期待します。

歳出においては、普通建設事業、公共施設改修等及び社会保障の必要経費を要することから、歳出超過になることは必至です。歳入経費を補うため、行政サービスの徹底した見直し、国及び東京都の補助金の確保、新たな行政施策の構築に必要な財源と維持管理体制の構築に至るトータルな見通しを求めます。

徹底した歳出削減のためには、まず人件費及び物件費の見直しが欠かせません。

また、地球温暖化に伴う災害の増大、東南海沖地震の発生の懸念、新たな感染症の発生など、災害としてとらえ、町民の命と財産を守ることがさらに重要となります。

以上のことを踏まえ、令和3年度からスタートした第5次長期総合計画に示した各施策を鋭意推進し、地域の特色を考慮した地域オーダーメイドの視点を忘れることなく促進させるとともに、チャレンジ可能な町づくりを目標とします。

特にデジタルシフトは、超少子高齢社会への対応と、地域経済の隆盛にとって大切な施策であり、効率的と実効性の確保を基本」としている。

これらの内容を重視し、監査の実施にあたっては、財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理が、

- ①住民福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果が得られているか。
 - ②行政の組織と運営を合理的かつ効率的に進めるための適正化が図られているか。
 - ③事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいているか。
 - ④地方分権及び情報公開により開かれた行政運営への対応がどのように進められているか。
 - ⑤監査の指摘事項の改善が図られているか。
- 以上に留意し、地方自治法第199条の規定に基づく監査を実施する。

2 実施方法

(1) 定期監査(地方自治法第199条第4項)

定期監査は、町の財務に関する事務の執行、町の経営に係る事業（工事）の管理及び事務の執行が法令等の規定に基づき適正に処理されているかという適法性の観点を中心に、コストの適正化が図られているか、費用に見合うだけの効果を挙げているか、事業の目的を達成しているか、また、組織及び運営の合理化に努めているか等、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、毎年1回実施するものとする。

(2) 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)

財政援助団体等監査は、町が財政的援助を行っている補助金交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者等に対し、当該財政的援助等にかかる出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、併せて、所管の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても留意し、実施するものとする。

(3) 決算審査(基金運用審査を含む)(地方自治法第233条第2項・第241条第5項・地方公営企業法第30条第2項)

決算審査は、町長からの審査依頼に基づき、決算その他の関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、実施するものとする。

基金運用審査は、町長からの審査依頼に基づき、基金の運用を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその目的に沿って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼をおき、実施するものとする。

(4) 例月出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

現金出納の例月検査は、現金出納機関の毎月の事務処理が適正に処理されているか留意し、現金出納にかかる事故または不正の防止を図ることを目的として実施する。例月出納検査の対象となる範囲は、会計管理者の権限に属する現金の出納である。従って、例月出納検査の内容は、会計管理者から提出された各種の検査資料に基づき、計数を詳細に調査し、現金管理の状況を的確に把握するとともに、会計帳簿と現金残高を確実に確認するものとする。

なお、例月出納検査の内容について予算執行課の説明を求める必要が生じた場合は、会計管理者を通じて例月出納検査実施日に関係職員の出席を求めるものとする。

(6) 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条)

健全化判断比率等審査は、町長からの審査依頼に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき算定された健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比

率)、公営企業会計決算における資金不足比率について、それらの計数の算出過程に誤りがないか、適正な算定要素が用いられているか、資料が適正に作成されているか、確実な数値を用いて算出されているか等に主眼をおき、実施するものとする。

3 監査等の実施結果の処理

(1) 定期監査、随時監査及び財政援助団体等監査

①監査等の結果報告及び公表

監査の結果については、議会及び町長等に報告する。

②意見

組織及び運営に関し、合理性または効率性に欠ける点があった場合、その改善について町長に対し意見書を提出する。

③措置状況の調査

公表等のうち、指摘事項のあるものについては、別に定めるところにより、その措置状況を調査する。

(2) 例月出納検査

例月出納検査の結果については、議会及び町長に報告する。

(3) 決算審査（基金運用審査を含む）及び健全化判断比率等審査

決算審査（基金運用審査を含む）及び健全化判断比率等審査の結果については、町長に意見書を提出する。

4 令和4年度瑞穂町月別監査等実施計画

監査の実施時期については、別表1のとおりとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更できるものとする。

※この計画に記載のない事項については、監査委員の協議により決定する。

5 監査等の種類と根拠法令

別表2のとおり。

別表 1

令和4年度瑞穂町月別監査等実施計画

区分 月別	監査の種別・対象・実施期日					
	例月出納検査	決算審査	定期監査	財政援助団体 等監査	財政健全化 等審査	研修等事業
4月	26日(火)					
5月	27日(金)					西郡町村監査 委員連合会定 期総会
6月	27日(月)					
7月	27日(水)	27日(水)午後 28日(木) 29日(金)の 2.5日間 一般会計、 8特別会計 及び下水道 事業会計			29日(金)	
8月	25日(木)					
9月	28日(水)					3日定例会(決 算報告)
10月	25日(火)					・町村監査委員 全国研修会 ・西郡町村監査 委員連合会 視察研修
11月	25日(金)		16日 (水) 17日 (木) の2日間	下旬予定 (指定管理者 含む)		都市監査委員 研修会 (第1回)
12月	23日(金)					
1月	25日(水)					都市監査委員 研修会 (第2回)
2月	24日(金)					
3月	27日(月)					

※ 実施期日は、都合により変更する場合がある。

※ 例月出納検査は原則として午前9時開始。

※ 監査委員先進地研修は、2年に1度行う。

別表2 監査等の種類と根拠法令

監査等の種類	根 拠 法 令 等
定 期 監 査	地方自治法第199条第4項
財政援助団体等監査	地方自治法第199条第7項
決 算 審 査	地方自治法第233条第2項 地方公営企業法第30条第2項
例 月 出 納 検 査	地方自治法第235条の2第1項
基 金 運 用 審 査	地方自治法第241条第5項
健全化判断比率等審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項
随 時 監 査	地方自治法第199条第5項 必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施するもの。
行 政 監 査	地方自治法第199条第2項 必要があると認めるとき、町の事務または町の執行機関の権限に属する法定受託事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めのあるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの。